

在宅医療提供体制整備事業費補助金実施要領

第1 趣旨

在宅医療提供体制整備事業の実施に関する取扱いについては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及び在宅医療提供体制整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業では、在宅医療提供体制を構築するため、在宅医療提供体制整備事業を行う連携拠点及び積極的医療機関に対し、交付要綱により補助金を交付する。

第3 補助対象事業

連携拠点又は積極的医療機関が行う次の事業であって、補助対象期間内に発注・納品・支出を完了する事業。

(1) 連携拠点が行う事業

在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組と連携を図りながら、当該在宅医療圏の医療機関等の関係者や市町等と行う事業であって、次に掲げるもの

- ア 医療・介護・障害福祉の関係者による会議の開催(在宅医療における提供状況把握、災害時対応を含む連携上の課題抽出及び対応策検討等を含む)
- イ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者等に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有
- ウ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発
- エ アからウに関する調整

(2) 積極的医療機関が行う事業

当該在宅医療圏の医療機関への支援や医療現場での多職種連携支援を実施しながら行う事業であって、次に掲げるもの

- ア 医療機関が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援(体制整備・構築に係る関係者調整等に限る)
- イ 医療・介護・障害福祉のサービスが確保提供できるよう地域の多職種連携を推進(地域医療研修(臨床研修制度)等の既存制度との連携も含む)
- ウ 災害時にも地域と連携した適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援
- エ アからウに関する調整

(3) 備品の取扱い

- ア 購入単価が10万円以上の物品については、本補助金の対象外とする。
パソコン、タブレット、スマートフォン等の電子機器は10万円未満でも、備品に当たるため、全て対象外
- イ 医療機器等の単に当該医療機関の設備整備に当たる事業は、対象外とする。

第4 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、事業実施年の4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、申請を行おうとする者が令和6年4月1日時点で、連携拠点又は積極的医療機関として、静岡県保健医療計画に位置付けられていない場合は、地域医療協議会の承認を得て、静岡県保健医療計画に位置付けられた日からとする。

第5 募集期間

- (1) 本事業の募集期間は、別に定めることとし、事業対象者へ別途通知する。
- (2) 本事業に対する申請は、メール又は郵送による。
- (3) 交付決定については、随時行う。

第6 留意事項

(1) 在宅医療・介護連携推進事業との総事業費の調整

連携拠点が市町であって本事業を在宅医療・介護連携推進事業と一体的に実施する場合には、同事業で対象外となる事業費を本事業の補助対象とするものとし、申請にかかる総事業費の算出にあたっては、市町内の高齢者数、障害のある人の数、子どもの数などの割合に応じて適切な方法で按分するものとする。

(2) 連携拠点と積極的医療機関の関係

地域で設定された在宅医療圏内においては、両者は連携して事業を実施する。また、両者が同一の主体になることは差し支えない。

(3) 診療報酬・補助金等の既存支援制度の優先

診療報酬・介護報酬等の算定対象となる活動や、国やその他機関(県を含む)より補助を受けた活動や業務委託により実施する事業等の既存制度を活用して実施する事業は、既存制度を優先し、本補助金の対象としない。

第7 適用

この実施要領は、令和6年度から適用する。